

令和4年 第4回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日（水）9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程
報告第 4号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 7号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告・所有権移転)の件について
議案第 9号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
8. 議事の概要

開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は全員出席で15名になります。議事録署名委員は9番委員と10番委員です。宜しくお願ひいたします。
『報告第4号農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長 報告第4号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。議案書は2頁～4頁になります。農地法第5条の規定による所有権移転・転用届出になります。次のとおり受理したことを報告いたします。記載されています通り、申請が7件の9筆になります。7件とも有償の所有権移転になります。まず、申請番号1、場所は上町2丁目の1筆、登記簿地目が畑、現況地目が雑種地の面積330m²、転用用途は住宅用地、転用事由は個人住宅です。申請番号2、場所は宮ヶ原2丁目の2筆、2筆とも登記簿地目が畑、面積が合計324m²、転用用途は住宅用地で転用事由は住宅建設です。申請番号3、場所は上町2丁目の1筆、登記簿地目が畑、現況地目が雑種地となっております。面積が269m²となります。転用用途は住宅用地で転用事由は個人住宅です。申請番号4、場所は須賀崎4丁目の2筆で2筆とも登記簿地目が田、現況地目が雑種地で、面積合計が240m²となります。転用用途は住宅用地、転用事由は住宅建築です。申請番号5、場所は須賀崎4丁目の1筆で登記簿地目が田、現況地目が雑種

事務局長	地で、面積が239m ² となります。転用用途は住宅用地で、転用事由は住宅建築です。申請番号6、場所は須賀崎4丁目の1筆で、登記簿地目が田、現況地目が雑種地で、面積が239m ² となります。転用用途は住宅用地で転用事由は住宅建築です。最後に申請番号7、場所は須賀崎4丁目の1筆で、登記簿地目が田、現況地目が雑種地で、239m ² となります。転用用途は住宅用地で、転用事由は住宅建築です。申請番号4～7の譲受人は、同一業者です。5～10頁に地図を掲載しております。まず6頁をご覧ください。申請番号1と3の地図になりますが、上町地区になります。さくらんぼ保育園の北西側に申請農地2筆があります。次に8頁をご覧ください。申請番号2になりますが、宮ヶ原地区になります。地図左側に宮ヶ原地区公民館がありますが、その南東方向に申請農地2筆があります。次に10頁をご覧ください。申請番号4～7の地図になります。いずれも須賀崎地区で須賀崎街区公園の北側に申請農地5筆があります。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、報告議案でございますので、把握しておいてください。次に議案第7号『農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第7号 農地の所有権移転申請の件について説明いたします。 議案書は11頁になります。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり許可申請があつたので審議を求めます。申請番号1、大字門川尾末字宮ノ脇の1筆で、登記簿地目は田、現況地目は畠、面積は532m ² となっています。申請事由は贈与によるもので無償の所有権移転となります。続いて申請番号2、大字庵川字谷ノ山の1筆で、登記簿地目は畠、現況地目は休耕で面積は1,189m ² になります。申請事由は譲渡人が農業廃止、譲受人は増反によるもので、有償の所有権移転となります。12～15頁に地図を掲載しております。13頁をご覧ください。申請番号1ですが、小園地区になります。地図の下の方に国道388号線が左右に走っており、その北の方向に申請農地があります。続いて、15頁をご覧ください。申請番号2になります。谷ノ山地区になります。県道遠見半島線沿いの東側に申請農地があります。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。議案第7号申請番号1について、4月21日に岡田係長の案内で、児玉委員、松本推進委員と私の4人で現地を確認しました。現況は畠に樹木が植栽されています。この樹木は庭木となるものが植栽されている状況でございます。譲渡人と譲受人は隣同士で、前々からの納得の上により何も問題は無いと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。無いようでございますが、賛成の方は挙手願います。全員賛成です。 次に、申請番号2について推進委員にご意見伺います。
米澤推進委員	推進委員の米澤です。申請番号2について、4月21日に岡田係長の案内で、藤本委員、染田委員と私の4人で現地を確認しました。県道遠見山半島線と養鶏場の分岐点にあります。地目は畠で一部が果樹園となっていますが、今後、高齢で農業を継続していくのに困難であり農業を廃止するとのことでした。譲受人は専業の農家の方で主たる経営は養鶏場です。何も問題な

	いと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。無いようでございますが、賛成の方は挙手願います。全員賛成です。 続きまして、議案第8号『農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告・所有権移転)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条(農地利用集積計画の公告・所有移転)の件について説明致します。 議案書の16頁になります。次の通り、農用地利用集積計画案について審議を求めます。 申請件数1件の1筆となります。権利種別は所有権移転であります。本申請は、大字加草字馬渡の1筆で地目が田となっており面積が666m ² となります。売買価格は記載通りで、移転・引き渡し時期については、令和4年5月27日でございます。17・18頁にかけて図面を添付しております。18頁をご覧ください。地図の下の部分に鳴子川に架かる馬渡橋から北の方向に申請農地があります。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。4月22日に岡田係長、川崎委員、津島委員と私の4名で現地確認をしました。場所は中村防災ダム手前の馬渡で畜舎の横に位置しています。 地目は田で、現況は、譲渡人が10年前に亡くなられて10年以上耕作されておらず放置の状態です。譲受人とは一年前より話し合いを行っていて、今回決まりました。周辺環境も問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はありませんか。特に問題はないようです。この件について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。 次に議案第9号『現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第9号 現況証明(非農地証明)の発行の件について説明致します。 議案書の19頁になります。 次の通り現況証明願いがあったので審議を求める。 記載の通り、申請は1件の1筆になります。 場所は、大字庵川字谷ノ山の1筆でございます。登記簿地目が畠、現況地目は宅地となっております。面積は1,546m ² となります。判定地目・利用状況とも宅地となっています。 20・21頁が申請地の地図になります。21頁をご覧ください。谷ノ山地区になりますが、議案第7号の申請番号2の農地付近の養鶏場の一部が申請農地になります。
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
米澤推進委員	推進委員の米澤です。4月21日に岡田係長、染田委員、藤本委員と私の4人で現況確認をしました。場所は申請番号1で、養鶏場内にあり鶏舎立ち入り禁止の為、別角度から確認を行いました。鶏舎の敷地内になると思いますが、そこに申請地があり鶏舎建設当初から農地として利用されていない様子でした。総合的に判断したところ当地を、今後農地と

しては困難と判断しました。ご審議の程よろしくお願いします。

安田委員 現況地目が宅地ですが、養鶏場がかかってるとなると宅地でよかったです。

岡田係長 農作物等を育てているのであれば農地や田や畠になるんですが、それ以外のものコンクリートや建築にする場合は宅地と判断しております。

議長 それでは採決をいたします。この件について賛成の方挙手を願います。全員賛成でございます。以上を持ちまして、令和4年第4回農業委員会定例総会を閉会します。

令和4年4月27日

9番委員

三九良作

議事録署名人

10番委員

金丸孝子